

令和6年度環境配慮契約法電力専門委員会（第3回）議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員（座長）、
横川委員、米山委員（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和7年3月17日（月）13時00分～15時00分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局： 本日はお忙しいところ、また年度末にも関わらず、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和6年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の電力専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は、環境配慮契約法基本方針検討会の開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の福井よりご挨拶申し上げます。

環境省福井課長補佐： ただいまご紹介にあずかりました、環境省環境経済課の福井と申します。本日は年度末の大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご参画いただきまして、誠にありがとうございます。前回の電力専門委員会は9月ということでしたけれども、それ以降、直近の政府の動きとしましては、本年2月18日に、地球温暖化対策計画を初めとした各種計画が閣議決定されたという状況でございます。同じ日でございますけれども、日本としては、世界の1.5度目標と整合的で、2050年ネットゼロの実現に向けた、いわゆる直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度で2013年比から60%削減、同じく2040年度において73%削減することを目指す新たなNDCを国連に提出をしたという状況でございます。さらに同日、このNDCと整合的なかたちで、地球温暖化対策法に基づく政府実行計画ですとか、あるいはGX2040ビジョン、第7次エネルギー基本計画についてもあわせて閣議決定されたという状況になってございます。特に地球温暖化対策法に基づく政府実行計画におきましては、政府の事務、事業に関する温室効果ガスの排出削減目標としまして、2035年度に2013年比で65%削減、2040年度に79%削減という新しい目標を設定しまして、対策を強化したという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、国の率先実行が求められるという中で、この環境配慮契約法は極めて重要だというふうに考えておまして、特にその中心については電力の契約というふ

うに考えてございますので、こうした関係計画とも連携をして、しっかり対応が求められているという状況でございます。このような状況を踏まえまして、今回の委員会からは、2035年度あるいは2040年度を見据えた、将来的な排出係数の適切な引き下げのあり方ですとか、あるいは排出係数を下げていく、低減していく、再エネの導入拡大などを、より一層促していくと、こうした観点を踏まえて、総合評価落札方式の導入について検討を開始していきたいというふうに考えてございます。本日の委員会は今年度最後ということでございますけれども、議論の結果は、来年度、令和7年度の環境配慮契約法の電力契約の検討に反映させていきたいと考えてございます。委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局：(Web システムの使い方について説明：省略)

事務局： それでは、以降の議事進行を松村座長をお願いいたします。

松村座長： 議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、15時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局： 資料につきましては、3月13日に事前に送付をしております。

配 布 資 料

- | | |
|------|------------------------------------------------------------|
| 資料1 | 令和6年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿 |
| 資料2 | 令和6年度及び7年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について(案) |
| 資料3 | 令和6年度及び7年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール(案) |
| 参考資料 | 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置を定める計画(令和7年2月18日閣議決定) |

3. 議 事

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、「排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討について」「総合評価落札方式の導入

に向けた検討について」「その他電気の供給を受ける契約に関する検討事項等について」「検討スケジュールについて」「その他」について議論していただく予定です。その中で、第2回専門委員会までご説明してきたとおり、排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討と、総合評価落札方式の導入に関する検討の2つが、本日の中心の議題となります。資料2には、次年度の検討事項として、大きく4つ挙げられていますが、前半の2つの、排出係数しきい値と総合評価落札方式の内容について、具体的にはスライド22枚目まで、事務局より説明いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

環境省：(資料2前半説明：省略)

松村座長： ありがとうございます。資料2の前半の説明でした。資料2は、本日第3回と、令和7年度の電力専門委員会の検討事項になります。ただいまの説明について、ご質問、ご意見をいただくことにいたしますが、便宜上、排出係数しきい値の検討と総合評価落札方式の検討を分けて議論したいと思えます。また、本日の電力専門委員会は次年度に向けての議論のスタートとの位置づけですので、委員の皆様から幅広く忌憚のないご意見をいただきたいと考えています。それでは、「排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討」へのご質問、ご意見を願います。なお、総合評価落札方式の導入と関連するご意見は、後ほど総合評価落札方式に関する議論のところでご発言をお願いいたします。それでは願います。それでは電気事業連合会の横川委員、ご発言をお願いいたします。

資料2 1.排出係数しきい値の引き下げに関する検討について

横川委員： しきい値の引き下げのあり方について、電気事業連合会として、これまでもしきい値の引き下げに関する方向性については、慎重に検討すべきと申し上げており、現在も同様に考えております。電気事業低炭素社会協議会において、2030年度排出係数0.25という目標を目指してはいるものの、段階的なしきい値の引き下げの中で、現状の実績値が、追いつけていないという実態があるからです。目標値と実態との乖離がある中で、どこまで目標に近づけていけるかが悩ましく、裾切り方式によって入札参加できない事業者が今後増加することを懸念しているところでございます。そういった状況下で、しきい値の引き下げを2030年以降も、2030年以前と同じように直線とすべきなのかというところは、更なる議論が必要であり、時期尚早と思っております。8ページ目で説明いただいた、検討の方向性について、2035年度、2040年度においても、エネルギーミックスを踏まえた目標値を置く検討がベースになるという趣旨だと思えますが、2035年度および2040年度の排出係数は、

シンクタンクのシナリオの計算値であると思っております。3 ページ目に、閣議決定された地球温暖化対策計画の目標に関する参考資料がございます。2035 年度 60%削減、2040 年度 73%削減するという目標が閣議決定されたというものであって、部門別の CO₂ の排出の内訳の数字もこのスライドに記載されておりますけども、この数字については閣議決定された資料ではないという認識でおります。あくまでもそれぞれの技術導入シナリオがこうなって実現された際にはこういう排出係数になっていくという数値を示したに過ぎないので、まだ、その法定計画の下でエネルギーミックスに紐づいた排出係数が、国の目標であるというところまで、国の中でも位置づけられていないという認識でおります。それぞれの技術進展のシナリオにも不確実性があると考えており、状況の変化に応じて数値も変化することから、これを目標にすべきかというところは、深い議論が必要と考えており、そういった意味でも、まだ位置づけが不透明であるというところがある中で、はっきりとした数値目標を決めるべきではないと思っております。また、参考資料として政府実行計画が添付されており、7 ページ目に、再エネを調達するにあたって、民間部門の脱炭素電源の調達状況もしっかりと考慮しつつ、政府においても電力調達を進める、という記載がございます。注釈にも、データセンターや半導体工場などでの脱炭素電源のニーズが、民間において非常に増加が見込まれている中で、脱炭素電源のある意味取り合いになっている。工場などの産業投資が検討されている中で、脱炭素電源が確保できないために産業投資ができない、つまり投資機会が失われることは避ける必要があるとしております。そういった状況も前提に、政府としても電力調達を進めるとしており、再エネも含めて脱炭素電源は、民間の中で非常に（ニーズが）高まり、取り合いになっているというところが、環境配慮契約法が制定された 2007 年当時と状況が大きく変わっているという実態もございます。そういった意味では、環境配慮契約法の附則に記載されておりますが、当分の間は裾切り方式として、総合的な評価について検討するとしております。2030 年度以降の国の計画も変わってきておりますので、そういったところも踏まえて、裾切り方式ではなく、総合評価落札方式に舵を切りながら、検討していくべきと考えております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。ご意見をいくつか伺った後で、事務局の方にご回答いただきたいと思っておりますが、他に発言があれば、お願いいたします。では小川委員、お願いいたします。

小川委員： 今のお話ともいくつか関連するところがあり、少し質問のようなかたちになりますけれども、1 つは、先ほどのご意見の中でも出ていた、3 ページ目のところの地球温暖化対策計画の目標ということで、2030 年度に 46%、2035 年に 60%、2040 年

に 73%という数字が出ている一方で、次の 4 枚目のスライドのところは政府実行計画ということですのでけれども、この数字よりは少し強めたかたちでの GHG 削減目標で、2030 年が 50%削減、2035 年が 65%削減、2040 年が 79%削減ということが出ておまして、この 2 つの間に差があるわけですのでけれども、これは政府実行計画ということで、政府に関わりのある部門について、より積極的に、日本全体の目標量よりは強いかたちで削減計画を実行していくということを出されたものかどうかというところを確認したいのと、そういうふう考えた時に、環境配慮契約法が対象にしているのは政府の機関等になると思いますから、そういう意味では、全体的な目標よりも、政府実行計画で掲げられているもので、ある程度その実現に向けて頑張っていくということを考えているという位置づけなのかどうかと。その辺を少し確認したいということです。

それから 2 点目は、今もご議論になっていた、10 枚目のスライドのところ、2040 年度、0.25 からずいぶん下がって、0.04 とか 0.00 とかいうような排出係数のところがターゲットになるということが出てきているわけですのでけれども、ただ、前もそうだったと思うのですけれども、例えば 2030 年 46%の政府の目標が出た後、少し時間が経過した後で、それを実際に具体的に実現しようと思うと排出係数はこう考えていかなければいけないということで、0.25 という数字がある程度ひとつの政府の目指すべき目標みたいなかたちで出てきたタイミングがあったと思いますけれども、それと同じような意味合いで、例えば 2035 年度の目標、それから 2040 年度の目標に対して、電力の排出係数はここを目指していかないといけないという数字が出てくるのは、具体的にはどの辺のタイミングになってくるのか。それがある程度しっかり出て、それを目指して、ではどうしようということでききい値などの議論をちゃんとしていくということが必要ではないかと思しますので、そういう意味合いで 2035 年度、2040 年度の数字が、どのタイミングで、どういうかたちで出てくるかということについて、少し目途をお聞かせいただけないかなというふうに思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。意見をまとめて聞いた後で事務局にご回答いただこうと思っていたのですが、今かなり具体的なご質問もいただきましたし、そのご回答を聞いた後の方が、後の方も発言しやすいと思いますので、もし現時点ですぐ回答できることがあれば、事務局の方から、お 2 人のご意見、コメント、質問に関して、何かあればお願いいたします。

環境省： まず、横川委員からお話のありました、しきい値の引き下げのあり方について、慎重な対応をお願いしたいというところだったと思います。実際の、現実どのように排出係数が推移しているかいうところは、併せて検討に加えていきたいとは考え

ております。実態に見合ったかたちで、排出係数の引き下げの方向、2030年度までというところでも、そこは考慮しなければならないと思っていますし、先ほど説明の中でも少し申し上げましたけれども、標準偏差でしきい値のバンドというところを決めているところもあるので、その標準偏差の考え方の整理というところを、もう一度議論の棚に上げるみたいなどころはあるのかなというふうには思っていて、ただ、予見性を持ってお示ししている以上は、2030年度の目指すべきところというところは、これまでお伝えしているとおりのところなので、そのバランスを見ながら、今後は、まず2030年度までというところの検討をさせていただければと思います。2040年度の目標のところに関しては、おっしゃったように、必ずそのまましきい値が引き下がっていくかどうかというところは、総合評価とかと併せて検討というふうには、我々の方も考えているところで、この辺りは、排出係数のしきい値を当面の間というふうにありますけれども、裾切りでやっていくというのが維持されるべきなのか、望ましいのかということも含めて、そこはご意見を賜りたかったことなので、一つのご意見として承りたいと思います。

小川委員から2つご質問、ご確認をいただいていたかと思っております。ご質問としては、まず政府実行計画の方は、地球温暖化対策計画に示された数値よりも、温室効果ガスの排出の目標が高くなっているというところでございますけれども、こちらについては、ご理解のとおり、国の機関が率先して取り組むというところで、より高い、幅広く地球温暖化対策計画は一般の目標ではありますけれども、政府としてより高い目標を位置づけていると。そういう考えで政府実行計画の方の目標数値が定められたというふうに理解しております。また、もう一つのご質問というところで、これまでの2030年度の0.25というところの目指すべき排出係数の数値というところが、2035年度、2040年度のところで、どのタイミングで出てくるのかというところでございますけれども、そちらについては、現時点、2040年度のところは、エネルギー需給の見通しを基に0.00から0.04というところがありまして、前の0.25をお示した時も、同様にお示ししていたというふうに考えておまして、それが今2040年度のところでプロット的に0.00から0.04という、現状でお示ししているというところでもあります。2035年度というところは、エネルギー需給の見通しでは示されていないというところですので、今、現状としては2040年度のところしか数字としては書いていないのですが、この辺り、現状はシナリオ別で、革新的な技術が進まなかった場合のシナリオは除いているかたちではあるのですが、その考え方としてもどうかというところは、それも含めて、ご意見賜ればというふうには思っておりました。すみません。長くなりました。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。それでは、引き続いて高村委員、発言をお願いします。

す。

高村委員： 申し訳ありません。私 14 時ぐらいに退出をしないといけないものですから、後半についても発言をさせていただければと思います。まず今回、令和 7 年度の検討のスタートということで、こういう会議を開いていただいて、改めて全体感を持ちながら論点整理をするということ、非常に大事だというふうに思っております。特に今議論にもありましたけれども、温暖化対策計画、それから 2035 年と 2040 年の温暖化目標、それからエネルギー基本計画、温暖化対策計画と対でありますけれども、政府実行計画と、重要な政策文書が決まっております、そういう意味では、改めてそうした全体感を持った論点整理をする良いタイミングだというふうに思っております。特に今までもご発言ございましたけれども、大きく全体の議論として、当面 2030 年に向けて目指すところ、これはもう長く共有をして、目標として定めてきたもの。これはエネルギー基本計画においても温暖化対策計画においても、2030 年の諸目標の着実な達成ということは確認をしているところだと思います。したがって、当面 2030 年に向けて、どのように定められた目標達成をしていくかという論点の議論と、それから 2030 年以降を見越して、どういうふうにしていくか。もちろん、この 2 つ相互に関係するのですけれども、少し論点の整理をする際に、2030 年までと 2030 年以降というタイムフレームを意識するということが重要なことというふうに思っております。

それから 2 点目ですけれども、しきい値の引き下げについても、同様な考え方が望ましいのではないかとこのように思っております。横川委員からもありましたように、当然しきい値をどうしていくかということ慎重に検討する必要があるのですけれども、やはり 2030 年に向けた対応としては、国の 2030 年目標との関係も含めて、かつ公共部門が調達を、電力の調達も含めて、この環境配慮契約法の趣旨というのは、公共部門がそうした環境配慮の産品、電力の調達をすることでマーケットを大きくしていく、普及をしていくという先導する役割があるというふうに思っております。その意味で、繰り返しですけれども、2030 年に向けた対応については、これまでの議論を踏まえて、しっかりどう対応していくかということを議論しつつ、2030 年以降に向けてどう検討、どのような制度を、場合によっては大きな見直しをしていくかということを検討する必要があるかなと思います。ただ、いずれにしても、電力の排出係数を見ても、2040 年時点で仮にどの技術も進展しないシナリオでも 130g-CO₂ ですので、今よりもかなり大きく電力の排出係数を下げていかないといけないということは明確で、それをしかも公共部門が先導的にその役割を果たすという点でいくと、まずはこうした数値を念頭に置きながら、政府実行計画、温暖化目標との関係でしっかり整合するかたちで、時間軸を持って目標を決めていく必要があるかなと思います。目標というのは、しきい値を採用すると、しきい値の引

き下げですけれども、2030年超のところは、どういうふうに、どういう目標を持つてという、もう少し大きな議論が必要かもしれません。総合評価落札方式を含めて、どういうあり方がより望ましいかという議論をぜひ今後していきたいというふうに思います。その際に、この間の議論になっております、例えばPPAの採用、あるいは公共部門の長期の電力契約、特に再生可能エネルギーの長期の調達契約のあり方等、どういうふうにその方法が可能か、あるいは環境配慮契約法で電力の議論をしていた時には、あまり想定あるいは一般的でなかった手法というのも出てきていると思いますので、全体として、国の公共部門の再エネ調達、排出削減をどういう手法で達成していくかという、先ほど言いました全体感を持った議論をできればと思います。

最後に、2030年に向けてという後半の議論だと思いますけれども、いかに強化するかという点で、ぜひすぐにでもお願いをしたい点がひとつありまして、何かと言いますと、再エネの具体的な、特に電力使用量の大きな公共部門について、具体的に時限を持った目標設定をしていただく。これは排出係数でもけっこうだと思いますし、いろいろな目標設定の仕方があると思いますけれども、やはり少し先の目標をしっかりと定めていただかないと、なかなか環境配慮契約にしても、先ほどのPPAでも、そうした電力調達の方式を変えていっていただけないのではないかというふうに思っています、今ですと実態調査をされていると思うのですが、併せて目標設定をすることを、所管する省庁を通じて推奨していく、それを集約をするといったような対策は、ぜひ時間を置かないで取っていただけないかと思っています。以上です。

松村座長： 高村委員はご退席になるということですので、もし事務局の方からすぐに回答できることがあれば、あるいは発言することがあれば、ご発言お願いいたします。

環境省： いただいたご指摘につき、今後、検討しっかり進めてまいりたいと思います。最後にコメントいただきました、目標の設定のところでございますが、これに関しては、地球温暖化対策課、政府実行計画を所管している部署とも連携して、再エネの調達、使用量が大きいところに関して、しっかり時限を持った目標を定めることが可能かどうかというところ、すぐにでも確認させていただきたいと思いますので、引き続き報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

高村委員： よろしく申し上げます。

松村座長： ありがとうございます。それでは松田委員、お願いいたします。

松田委員： 私の方から、事務局と環境省に対する細部のくだりと、2030年度以降の、しきい値にするか、目標をどうするかといったところについて、お尋ねと意見を申し上げたいと思います。まず環境省に確認なのですけれども、今回の議論というのは、総合評価の話は別として、2030年度までのCO₂排出係数の目標、あるいはそのしきい値という考え方の見直しも含めたものなのかどうかというところがございます。これまでも数年間に渡って議論をしてきましたように、私も横川委員と同様に、電気事業者として、排出係数を直線的に低減していくことは、なかなか難しい側面もありますので、慎重に検討するというご意見は申し上げてはきたものの、やはり委員会としては、2030年度まではこういった裾切りの考え方を基に段階的にしきい値のかたちで数字を下げっていくという方向性は、都度確認されてきたことではないかなと思っております。そういう中で、先ほど事務局から、2030年度のしきい値について、見直しもあり得るといったような趣旨のご発言があったのかもしれないなど受け止めたところはあったのですけれども、そういう意味で、2030年度までのしきい値の考え方と目標値について、見直しを行うという余地があるのか、あるいはこれまで委員会で議論をしてきたように、10ページ目のようなかたちで、段階的に下げっていくということが定められたものなのかというところを、再度確認をしておきたいと思っております。2030年度以降に関しては、皆様からもいろいろ議論がありましたとおり、この数字自体が本当に日本全体として目標達成可能なのかどうかといったところは、いろいろ議論でありますとか、これから2030年度までの排出係数の低減の度合いなども含めて、検証していかなければいけないところだとは思いますが、またエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画も3年ごとに見直しというのがありますので、この数字もまた変わっていき得るものではあるとは思いますが、しきい値という考え方に関して、ずっとそのまま同じように低減させながら、ある意味最低限のラインというふうに考えるのか、あるいはこの後議論する総合評価の中の一環として、例えばこの数字の低減の度合いをひとつの目標値であるとか目安ということにして、そこから排出係数が前後する場合には、例えば低い排出係数のところは高く評価するとか、そうでない場合には点数を下げるといったようなかたちで、必ずしもしきい値という考え方に捉われずに、今後議論をしていくのが良いのではないかなというふうには思っております。私からは以上です。

松村座長： ありがとうございます。岩船委員のご意見、コメントいただいた後で、事務局にご回答いただこうと思っております。岩船委員、お願いいたします。

岩船委員： 総合評価落札方式の議論は後でということだったと思うのですけれども、しきい値をどうするかというのは、評価の方式とセットなのかなと思っていて、そういう意味で、このしきい値というものが、そもそもどういう位置づけになるのかとい

うことで、この基準というものをしっかり考えなくてはいけないのかなと思いました。今の松田委員のお話にもあったように、それによってしきい値をどう捉えていくかということが変わってくる可能性もあると思いました。というのは、例えば、今平均的に、10 ページにありましたように、実質 CO₂ の原単位が下げ止まりしているような状況で、この裾切りのしきい値だけを下げたまま、例えば入札が不調に終わるようになるというようなレベルであれば、これ自体は見直さないといけなくなると思いますし、ただこれが高いしきい値が、あくまで競争の範囲であり、その中で CO₂ 原単位の低い電気を用いている事業者が、そういうものに積極的なところが落札できるというような仕組みであれば、その範囲に収まっているかどうかというところが、少し私としては気になりました。なので、後半の話かもしれないのですけれども、港区の事例があったと思うのですけれども、港区は 19 ページを見ると裾切り評価において 70 点以上という、かなり高いレベルだと思うのですけれども、こういう厳しいルールを設けることで、入札不調のようなものが起こらないのかというところが、今、工事の費用もどんどん上がっている中で、そこが気になります。そういうことがないのであれば、単に競争が激しくなるだけなので、問題ないかと思しますので、やはり、総合評価落札方式の実際の入札の状況と、この裾切りのしきい値はセットで議論しないと難しいのかなと思いました。以上です。

松村座長： ありがとうございます。それでは、事務局から、もし回答があればお願いいたします。

環境省： ありがとうございます。松田委員から、2030 年度までの排出係数のしきい値の動きで、見直しの余地があるのかというところのコメントをいただいたかと思っております。余地があるなしというところというよりは、現状のデータをしっかり見ていきたいというふうには思っています。それによって、しきい値の今のあり方の話、松田委員からもありましたし、岩船委員からもありましたけれども、入札参加状況として不調・不落になるリスクというところが本当にありすぎてしまうのかどうか、その辺り、例えば次の 0.435、その次の 0.350 というところの数字がまた示されているところなので、その都度検証していくことにはなろうかと思うのですけれども、その時に本当に大丈夫ですよとか、しっかり確認していきながらやっていくものだとも思っています。ただ、原則としては、こういった 0.25 という目標、0.31 という排出係数のしきい値というところの 2031 年度目標というところは、予見性を持って示しているところなので、他の委員の皆様もおっしゃったとおり、取り扱いとしては進めてまいりたいというふうには思っているところでもあります。しきい値の位置づけについては、まさに総合評価とセットというところは、岩船委員からもコメントいただいております。港区の例だと、例えば環境配慮契約法の裾

切り方式を用いた上で総合評価を使っているという事例としてもあるので、例えば入札参加状況がどうなのかとか、そういうところも含めて、ヒアリングであったり、実績の調査というところを確認しつつ、我々の方も取組としてそのしきい値が引き下がることによって、入札参加事業者がどれだけ減ってしまうのかというところを想定しながら、総合評価等のあり方の検討に反映していきたいというふうに思います。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。他にご発言はありますでしょうか。ありがとうございます。ご意見を伺って、そもそも、このしきい値方式を続けるのか、あるいは総合評価落札方式で排出係数を下げるのにハイパワードなインセンティブを与えることで代替するのかというようなレベルから、つまりしきい値を維持するかどうかということ自体も、今後の議論の対象になるかと思いました。また、ご指摘のとおり、2030年度までの話とそれ以降の話を分けて頭を整理しなければいけないということも、ごもっともだと思いました。来年度以降の検討につなげていければと思います。ご意見ありがとうございます。それでは次に、総合評価落札方式の導入に向けた検討へのご質問、ご意見をお願いいたします。よろしく申し上げます。

資料 2 2. 総合評価札方式の導入に向けた検討について

松村座長： それでは、電気事業連合会の横川委員、お願いいたします。

横川委員： 総合評価落札方式について、先ほど申し上げた観点から、入札参加資格が制限されることなく、排出係数による電源のクリーン度や価格等を、自由に競争できることが重要と思っております。15 ページ目の除算方式について、要件を満たさない場合に分子の評価点のうち、標準点が 0 点となり実質的に裾切りとなります。そういう考えではなく、むしろ 16 ページ目の加算方式のように、環境のクリーン度、電源のクリーン度や価格等で裾切りとせず、ある一定のレベルの条件は必要かもしれませんが、裾切り基準のようなハードルの高いところで要件を設けるのではなく、ある一定規模以上の多くの入札参加者が自由に競争できるような環境とすることが、総合評価落札方式のポイントと思っております。そういう意味で、競争を促すという観点から、今後検討いただきたいと考えております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。いくつか伺った後でご回答いただきますが、他の意見ありませんでしょうか。小川委員、お願いいたします。

小川委員： 今の議論、あるいはその前の排出係数のところの議論もお聞きしていて、総合

評価落札方式を入れるということにあたって、これまでやってきている裾切り方式で決めるというところをまったく外して、新しい総合評価落札方式を入れるというような考え方で話されていることが多いような気が何となくしたのですが、私はどちらかというと、裾切り方式は、あくまで参加要件と、入札に参加する要件としてどこまで入れますよということを、ある意味で大きく枠をはめているということだと思いますので、そのところは、第一段階としてきちっとそういうことで、ここからの人が条件を満たして参加する資格がありますよと。先ほどおっしゃっている内容に、しきい値が非常に厳しすぎるが故に参加者が誰もいなくなるというような状況がもし発生するようであれば、それはしきい値が厳しすぎるということですから、その事態を踏まえて、しきい値を見直して、どこに適切な参加要件を設定すべきかということを考えればいいのではないかと思います。それで総合評価落札方式というのをを入れる時に、裾切り方式をやめてしまって、まったく誰でも参加していいと、その中でいろんな要素を考慮して、それで最終的に落札者を決めますという考え方と、前も申し上げたと思いますが、裾切り方式と総合評価落札方式とどちらがいいのかというのは、なかなかわからないところが出てくるのではないかと思いますので、私は今までの裾切り方式は参加要件を決めるというところで、きちっとやるべきところをやっておいて、その中でその次に今の裾切り方式で参加要件を満たされた人が競争を行うときに、価格だけで決まるという状態になっているところに対して、価格だけで決まるのではなくて、それに対してどういう環境の配慮がされているとか、そういう要素も入れて、総合評価落札方式で全体をある意味で見回して、最終的な落札者を決めますというような意味合いで総合評価落札方式というのを導入して考えていく、という考え方をとった方がいいのではないかと思います。それが今までお聞きしているところに対しての意見ということです。

あと、この総合評価落札方式のところでご説明があったことで、ひとつ疑問に思っておりますのは、参考ということで除算方式と加算方式といろいろご説明がありましたけれども、参考で出されているいくつかの例を見た時に、特に価格の方の評価点なのですが、最低価格や何かを基準にして、相対的な数字に直して評価しているケースもありますけれども、価格そのものを絶対値でとって、あるいは100万円で割ったりとか、1万円で割ったりとかいうことで、絶対値でとってやっているケースと混在していて、そのところは、特に絶対値でとる方はどういう尺度でとるかによって、横軸と縦軸とどっちが魅力的かということで引っ張られる度合いがだいぶ違ったかたちになると思いますので、そのところはもう少ししっかり考えて、例えば技術評価点とかそちらの方はどちらかと言うと100点満点ぐらいのものに対して、相対的にどういう位置づけだということを出ていると思いますけれども、価格の方も最低入札価格とか、あるいは予定の入札価格とか、それを100にし

て、どういう位置づけだというような、相対的な評価で決められた点にして、それで全体を見渡せるようにして考えた方がいいのではないかという気がします。そういう 2 つの考え方が何か混在して、どちらを取るのかと、それで本当にいいのかというところが少しわからないところがありますので、その辺については、まとめられた側の方で何かご意見があれば、ぜひ質問ということでお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

松村座長： ありがとうございます。続いて岩船委員、お願いいたします。

岩船委員： 私もどういう基準にするかはともかく、入札の参加条件として、裾切りのないままいってもいいのかなとは思いました。ひとつ質問は、今回この除算方式と加算方式があるのですけれども、契約方式として除算方式を想定したというのは、どんな理由があったかということ、前にもご説明いただいたかもしれないのですけれども、もう 1 回教えていただいでよろしいでしょうか。

あと最後に、現在、もしこれが公共として大変先進的な取組を促していくというところがひとつ目標だとすると、前回もこれは申し上げたのですけれども、もう少し時間のマッチング、これから日本は特に太陽光が増えてくるので、昼間の電気を使う方の価値を高く評価してということで、再エネは需要と合うという意味で、24/7 のようなカーボンフリーの電気という考え方も最近かなりあちこちで出てきている気がします。単純に証書で、時間的な mismatch を認めたまま CO₂ 係数がゼロということよりも、はるかに、カーボンフリーは完全に 24 時間、時間もあって、調達する方が難しいし、コストもかかるので、例えばこういうことをするとちょっと評価が上がるとか、あとは前にも言いましたけれども、時刻別の CO₂ 排出原単位で評価していくとか、少し先進的なことも入れていただけると民間のお手本になるのかなと思いました。以上です。

松村座長： ありがとうございます。それでは松田委員、お願いいたします。

松田委員： 議論の前提としての事務局側への確認になりますが、今回ずっとしきい値をベースに入札参加資格を議論してきたという中で、今回総合評価落札方式の議論をするということで、中身がどうなるかに関わらず、総合評価落札方式になった場合というのはすべての今回の対象になる、入札主体がしきい値の方式から総合評価落札方式になるのか、それともしきい値だけで入札資格を判断して、あとは価格でというやり方と総合評価落札方式のどちらかを選べますというようなかたちになるのかによっても、少し議論変わってくるのかもしれないなというふうに思ったので、整理されていたら大変申し訳ないのですけれども、そこの考え方、議論の前提として

の考え方を確認させていただければと思います。その上で、しきい値を総合評価落札方式の中でどういうふうに捉えるかという点については、もちろん参加資格を1回決めて、その上で価格と取組について評価するという考え方もわかりますが、やはり、例えば価格は非常に競争力があるとか、あるいは排出係数以外の取組に関して非常に先進的なものを持っているという事業者が、排出係数というところで一律に蹴られてしまうというのも、事業者にとっては難しいと言いますか、厳しいところもあるかなというふうに思いますので、総合評価落札方式をとる際には、例えば完全にしきい値の評価をなくすのではなくて、例えばその他の点数ですとか、価格の状況によっては多少しきい値のところを緩めるとか、そういう階段状の評価みたいなこともあり得るのではないかなど。完全に0か1かということではなくて、そういう考え方もあるのではないかなというふうには考えております。また、いわゆる電力以外の項目について、どれぐらい評価の対象にするかということについては、港区のような先進的な事例、ワークライフバランスですとか、女性活躍、災害協定といった、必ずしも電力ですとかエネルギーに関係しないものも入っているというのは、非常に先進的ではあるものの、やはりいろいろなものを入れすぎると、逆にそういった基準に縛られてしまうということもありますので、まずはエネルギーの利用状況ですとか、電力に関連するところで評価をするということから始めて、さらに先進的な取組というのは、各入札主体の方で追加的に考えるということもありだというような、そういった指針を示すというのもひとつの考え方ではないかなというふうに思っております。私からは以上です。

松村座長： ありがとうございます。追加でご発言はないでしょうか。それでは、いくつか確認、質問もありましたので、ご回答お願いいたします。

環境省： 皆様からいただいたコメントとしては、入札参加資格と総合評価落札方式の関係についてのコメントをよくいただいたのかなというふうに思っております。まず、そもそも総合評価をする場合だったら、入札参加資格自体は引き続き現行の裾切り基準を用いて運用していくのか、それとも総合評価を導入する場合は入札参加資格を外して、自由な競争の中でやっていくのかと、いろいろコメントをいただいていたかと思うのですが、入札参加資格という点でまず申し上げると、例えば現状の裾切り方式をすべて撤廃するかたちにしてしまうと、著しく排出係数の高い事業者が低入札とかで入ってくる可能性というのは否めないのかもしれないと思って、そこは何かしらの、0.00、0.04と高すぎる場所というよりは、最低限の入札参加資格というバンドというところは考えていくべきところもあるのかなというふうには、委員の皆様からのコメント、ご議論を聞きながら思ったところでございます。

小川委員からコメントとして、価格点の評価の話をいただきまして、いわゆる絶

対的な評価、数値として今 100 万単位くらいで純粹に比較してというかたちでは数値的には設けたのですけれども、今回ご意見をもらおうとしていたところが、加算点の部分の標準点と加算点の部分のコメントの求め方になってしまっていたので、すみません、価格点のところも、もう少し検討させていただいて、相対的な評価をした時に、どう評価として分かれてくるのかということも、分析したものを次回提示させていただくようなかたちにしたいと思います。

また、岩船委員から今回除算方式を原則とした扱いというのはなぜなのかというご確認もありましたけれども、除算方式の考え方はもともと **Value for Money** という、価格あたりの価値がどれくらいあるかという考え方が公共工事の方のガイドラインなどで示されているものがありまして、それに準じたかたちでの扱いであります。特に国等の発注機関では、総合評価落札方式を行う場合は除算方式を用いることがけっこう多いということもあって、事務的な意味でも、除算方式がよく使われているということもありまして、それで原則というような扱いで申し上げてしまったところでもありますけれども、加算方式を否定するものではまったくありませんので、ぜひどちらが良いかということも含めたご議論もいただければというふうに思っております。

また、松田委員から、排出係数以外の取組の中で、総合評価をやる中で入札参加資格、しきい値との関係はどうなっていくのかということのご確認もあったかと思っております、この点も先ほど原則的には残していくべきなのではないかというふうにコメントは申し上げたところですが、ご議論の対象だと思っております。例えば 2030 年度まではしきい値による運用で、2030 年度以降はもう総合評価の対象がすごく厳しくなっていくので、しきい値は一方では設けないというような、そういったコメントも、もしかしたら出てくるかもしれないですし、やはり先ほど私が申し上げたような低入札とか発生するかもしれないので、最低限のラインは必要なのではないかというような、そういうところのいろいろな考え方があると思うので、そこをぜひご意見として賜ればというふうに伺っていたところでありました。

また、階段上の評価ということ言えば、今、入札参加資格の裾切り方式で仕切っていますけれども、今の裾切りの排出係数のしきい値のより低いところとか、この段階的な評価とか、そういうところもコメントとして松田委員からはいただいたところもありますので、我々の方でも少し検討させていただいて、どういうあり方があるかということ、次回以降またお示しできればと思います。貴重なご意見として承りました。ありがとうございました。

松村座長： ありがとうございます。回答を受けて、追加で何かありますか。松田委員、お願いします。

松田委員： たびたび恐縮です。今後、総合評価落札方式のあり方について、いろいろ議論していくというふうにご回答いただきましたけれども、私の理解ですと、総合評価落札方式は早ければもう 2025 年度中に結論を出して、2026 年度の調達から始めるとかそういうタイムラインで目標にしているのかなというような理解でいたのですが、2030 年度以降の議論を今始めているということなのか、2026 年度、2026 年に限らずですけれども、最速の導入を目指しているのかによって、先ほどいろいろな委員からの論点にありました、しきい値の関係と総合評価落札方式の関係とかの議論もちょっと変わってくるのかなというふうに思いますので、目安というか、どのぐらいの時間軸で総合評価落札方式の導入を考えておられるのかというのは、再三で恐縮なのですが、再度確認をさせていただければと思います。

松村座長： 今の点について、もし回答することがあれば。

環境省： 資料でスケジュール感をお示しできていなくて、大変申し訳ありませんでした。考え方としては、令和 7 年度以降に、総合評価落札方式の評価項目であったり、評価内容の重みづけというところは、しっかりセットしていきたいというふうに思っています。先ほど、総合評価落札方式のご説明の中に、財務省との包括協議のお話を申し上げたと思うのですが、それが手続きとしてどれぐらいかかるかということも、少し懸念事項というところでもあります。ひとつ想定している部分としては、来年度中の例えば、後ほどスケジュールでもご説明するのですが、来年度 3 回電力専門委員会を開催する予定としたいと思っていまして、そこまでにご議論いただいている総合評価落札方式の評価項目とか、項目の重みづけの考え方が、委員の皆様方にも問題ないというかたちになれば、順次、包括協議については事務方としても進めて参りたいという意味で、それがうまくいけば、令和 8 年度、再来年度の調達に反映できるということになるのですが、それが本当に可能かどうかということが、正直今のご議論もいただいている中で結論が出るものなのかというところで少し不明なところもございましたので、そういう状況でまずは検討を開始させていただくということで、ご説明を申し上げていたというところでありました。明確なスケジュールというかたちでなくて、大変申し訳ないのですが、そのような状況で考えております。

松村座長： ありがとうございます。松田委員は追加でのご発言は。

松田委員： 理解できました。2030 年度まで待っての議論ということではなく、議論が整い次第、全省含めて協議をして、導入していくということと理解いたしました。ありがとうございます。

松村座長： ありがとうございます。小川委員、お願いします。

小川委員： 今までのご回答や何かを踏まえてということではなくて、総合評価落札方式に記載されていることに関連してのお話なのですけれども、14 ページのスライドの冒頭のところに、「総合評価落札方式の導入に当たって」とあって、「導入後は供給区域別ではなく可能な限り全国一律の運用も想定」というふうになっていますけれども、今までの裾切り方式の状況から見て考えていくと、10 電力あるうち沖縄はちょっと外れていて、それで残っている 9 つでも 4 つか 5 つはトップランナーで、大体共通したものを用いても大丈夫かなという状況にあるけれども、その後ろに 2 番目のグループがいて、そこは 1 番目と同じような条件にするのはなかなか厳しそうだなというような印象を受けているのですけれども、「導入後は供給区域別ではなく可能な限り全国一律の運用を想定」というのは、総合評価落札方式をある意味でこれまでの裾切り方式を一切なくしてしまって、完全に総合評価落札方式で、まったく共通ルールで全国一律の運用も想定すると、そういう意味で書かれているのでしょうか。そこをちょっと確認したかったのですが。

松村座長： 事務局、いかがでしょうか。

環境省： 総合評価落札方式に限ってということであれば、供給区域別というかたちでなくとも、同一エリア内での参加事業者での比較というかたちになるかと思うので、そういう意味では、全国一律での運用というか反映というところも可能なのではないかと考えております。先ほどから少し議論に出ている、入札参加資格として裾切りを引き続き残すのかということなのですけれども、それが仮に残った場合であれば、裾切り方式による排出係数のしきい値の考え方とかは、もしかしたら、しきい値は一緒なのですけれども、排出係数の配点例の考え方は、供給区域ごとによって分かれてくるかもしれない。入札参加資格はエリアごとでの引き続き工夫が必要な中で、総合評価に関しては、もしそういう評価項目とか方法がセットされれば、全国一律で使っていくというところは事務局としては可能なのではないかという、そういう考えでおります。まとまっていなくて大変恐縮ですけれども。

小川委員： 全国一律に最後は向かっていきたいというところはありますけれども、それに向かっていくのであれば、ある程度できるところをグルーピングして、それでだんだん全国一律に近づけていくということを考えるのも必要ではないかなと思ったものですから、そこでお聞きしていたという状態です。以上です。

環境省： 失礼しました。承知しました。検討させていただきます。

松村座長： 他はよろしいでしょうか。座長はあまり発言すべきでないような気もしますが、私自身の意見も発言させていただきます。前のラウンドで言うべきだったのかもしれませんが、そもそもしきい値を参加要件として設定するかどうか。総合評価落札方式との関係ですけれども、極端なことを言うと、排出係数で一定の基準を設けて、その一定の値よりも大きな値だったら評価点マイナス無限大とすれば、それは事実上参加要件として課しているのと同じいうことになります。したがって、そう設定すれば、原理的には、形式的には参加要件で縛らない総合評価落札方式でも可能なはず。ただ、もちろんそんな極端なことをするくらいだったら、最初から参加資格と整理する方が自然なので、そうすべきだと言っているわけではないのですけれども、そこでハイパワードな点数の与え方をすれば、原理的には参加要件を総合評価方式の中に巻き取ることは可能なはずです。私は本質的にはどのような強度で排出係数を点数化するかという問題だと思います。

次に、評価に関しては事務局の最初の説明であったかと思うのですが、階段上で設けて点数をつけるやり方ではなく、直線的にやるというやり方もあり得ますとおっしゃっていただきました。私は可能な限りそうすべきだと思っています。階段状にして、特定の値よりも排出係数が 0.01 高いか低いかによって、大きく評価が違うことが合理的だとは思えないので、これについては可能な限り、ある種連続的に動かすことができないか、検討する必要があるかと思っています。今言ったことと矛盾することを言うようですが、仮に参加要件として課さないということだったとすると、どこか特定の値を定めて、そこからある意味でキックするような直線にすることもあり得るのかもしれない。つまり、そこから下がると、そこから排出係数が悪くなると急激に評価が下がるかたちで設定すれば、あまりにも低いところ価格勝負だけで入ってくることを防ぎたいという目的は、ある程度達成できると思いました。その意味では、小川委員がご指摘になったエリア別というの、事務局の思いのように全国で統一するとことも、そのやり方ならやりやすいと思います。特定のエリアでは排出係数が高くならざるを得ないということであれば、急激に点数が低くなるということであったとしても、そのエリアのほとんどの事業者が、いわば低い点数で出さざるを得ない状況になっているので、そのところでは、ある種特定のエリアでは、排出係数が高い事業者が入ってきてしまうという事態もやむを得ないこととして起こりうる。だから、フォーミュラ自体は全国統一でやることも、かなりの程度可能になると思いました。

座長としては喋りすぎという気はするのですが、私自身はそう考えています。来年度以降、具体的に提案が出てくる時にまた発言させていただきます。まだ検討事項が残っておりますので、ただいま委員の皆様からいただいた、排出係数のしきい

値の考え方と総合評価落札方式の導入に関する意見については、令和7年度の検討に活かしていきたいと思えます。

資料2 3. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討について

資料2 4. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討について

松村座長： それでは次に、資料2の残りの箇所、具体的には23枚目以降のスライドについて事務局より説明いただきます。よろしくお願いいたします。

環境省：(資料2後半説明：省略)

松村座長： ありがとうございます。資料2の後半部の説明をいただきました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等をお願いいたします。電気事業連合会の横川委員、お願いいたします。

横川委員： 2点コメントがございます。1点目が25ページ目の沖縄電力供給区域において、継続的な検討という説明がございました。沖縄エリアは、カーボンニュートラルに向けて再エネや脱炭素電源に取り組んでいるものの、本州に比べて地理的な制約もございます。そういった特殊事情がある中での取組みのため、継続的に検討していただく中で、沖縄エリアで展開している小売電気事業者等に丁寧な説明を行い、意見交換しながら、現地の事業者の状況を踏まえて、検討を進めていただきたいと思います。

もう1点が、政府実行計画における調達電力に関して、2040年度に調達する電力については、民間部門の脱炭素電源の調達状況も考慮しつつ、80%以上の脱炭素電源由来の電力にする、という目標に取り組むと記載されております。再生可能エネルギーという表現ではなく、脱炭素電源という方向に変えているというところが非常に良いことだと思っております。再エネに限らず、様々な脱炭素電源がございますので、脱炭素電源が適切に評価されるように、今後も議論していただきたいと思います。そういう意味においては、2040年度以降だけでなく、2030年以前においても、再エネの目標だけでなく、再エネではなく、脱炭素電源という評価軸もあると考えております。また、脱炭素電源を評価するにあたっては、大型の水力発電も十分に考慮していただきたいと思います。現在の裾切り方式において、再エネの導入状況の評価点では、水力発電が3万kWをしきい値にそれよりも小さい水力発電に限定しておりますが、3万kW以上であっても脱炭素電源として大変重要な電源でございます。そういった電源が適切に評価されるように議論いただきたいと思います。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。他にご発言希望の方はいらっしゃらないでしょうか。
小川委員、お願いいたします。

小川委員： ご議論があったところの脱炭素電源の話ですけれども、その上のボックスにあった議論でも、ここの委員会の議論の中で、再エネ電源というのは何かということ
で2つに分かれて、整合するようになったらちゃんと修正しますというようなこと
が起きているので、脱炭素電源とは具体的には何を言っているのかという話を
明確に定義したものをどこかできちっと示していただくようなことがあった方がい
いのではないかと。それがあるのかどうかということで、少し質問をさせていただき
たいということでございます。

それから2点目は、再エネ電力の最大限導入に向けた検討というところで、普及
とかいろいろなことを書かれていますけれども、もうひとつ前の委員会からも申し
上げていたと思いますが、環境配慮契約法の未実施のところの実情をある程度調べ
て、実際に未実施になっているところを公表したりとか、そういうこともして、少
し制約を加えて厳しくしてきているところがあると思いますけれども、この再エネ
のところについても、そういうかたちでやはりしっかりとチェックして、実行でき
てないところはどうかとといったようなところで具体的な方策を考えていくとい
うことが必要な気がしますので、その辺も少し検討して、具体案を少しご提
示いただけるといいのではないかなというふうに思います。以上です。

米山委員： 専門ではないので、あまり発言できるものではないのですが、今の小川
委員のお話にもありましたとおり、やはりフォローアップ、未実施のところにプレ
ッシャーをかけるというか、レピュテーション効果を期待というところで、今まで
もやっておられる部分だと思えますが、こちらで再エネ、脱炭素電源の目標が満た
せてないというようなところなどを明示して、プレッシャーをかけた方がいいと思
っています。そもそもですけれども、これは国とか独立行政法人の担当者の方がど
こまでこの法律の意味、ルールの意味を理解して、それで電力会社との契約を進め
るか、仕様書を修正して出していくというその事務作業の中で、どこまでこの大事
さをわかっているかということも、実は大事なのではないかと。もちろん仕事と
してやっているといっても、本当にそれがこれからの世の中にとってどれほど意味
があるのかということも、もっと自覚していただきたいところだなというふうに
思っています。エネルギー基本計画の中にも、国民もちゃんと1人1人が理解して、
この計画に参画せよといった趣旨のことが書かれていましたので、その辺の働きか
けもしていただければいいなというふうに思いました。以上です。

というところはあったり、関係省庁の連絡会議のようなかたちで、契約担当部門と我々環境経済課がコミュニケーションする時はあるのですけれども、十分でないところは引き続きあるのかなというふうには思っておりますので、周知、普及の方法については、しっかり検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。追加でご発言はありますでしょうか。それでは、次の議題に移りたいと思います。資料3の検討スケジュールについて、ご説明をお願いいたします。

環境省：(資料3説明：省略)

松村座長： ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいですね。それでは本日の議題はすべて終了しましたので、議論はこのあたりで終えさせていただきます。本日のご意見等を踏まえて、事務局において、令和7年度の検討事項等を整理していただくようお願いいたします。他にご発言はありませんか。ないようでしたら、議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省： 松村座長ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、本日も熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。現段階では、来年度の開催時期につきましては6月頃を1回目として想定してはいますが、その中で排出係数のしきい値の引き下げのあり方であったり、総合評価落札方式の導入に向けた議論を行いたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜れば幸いと思っております。それでは以上をもちまして、令和6年度環境配慮契約法の基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきたいと思っております。本日もありがとうございました。

以上